

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室田子町現地事務所
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044
FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyoy/2008-0620-kenkyo-top.html>

■ 不法投棄産業廃棄物の撤去実績について

【平成25年8月31日までの撤去実績】

(撤去量の単位: トン)

区 分	一次撤去		本格撤去				合計	
	平成16～18年度		平成19～24年度		平成25年度		平成16～25年度	
作業日数	521		1,324		97		1,942	
撤去実績	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
	9,004	97,203	82,051	959,782	5,301	64,274	96,356	1,121,259

■ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催について

8月30日にユートリー（八戸市）において第48回協議会を開催するとともに、会議に先立ち、委員による青森県側及び岩手県側の不法投棄現場の視察を行いました。

青森県側現場の視察では、今後掘削する廃棄物等の場所や岩手県側から青森県側への汚染地下水流入防止対策として岩手県が県境部に設置する遮水工の位置について確認しました。

続いて行われた岩手県側現場の視察では、岩手県担当者から汚染土壌の浄化対策の状況、汚染地下水を浄化する水処理施設の概要および遮水工の設置場所について説明を受けました。



青森県側現場視察状況



岩手県側現場の水処理施設視察状況

協議会では、①廃棄物等の撤去実績、②地山の確認及び分析結果（第11回）、③平成25年環境モニタリング調査結果（中間報告）、④試験植樹モニタリング調査結果、⑤県境部遮水工の進捗状況について報告しました。

県境部の遮水工については、県境に既に設置されている遮水工を北に延長する形で設置し、地形等の関係から一部は青森県側に設置することとなったことについて説明しました。委員からは、遮水工の設置によって地下水位が変化し、汚染の拡散の仕方が変わってくるので、その評価をどのようにするのか検討しておいた方がよいとの意見がありました。

次回協議会は11月9日にユートリーで開催し、不法投棄現場内の汚染地下水浄化対策の計画や森林整備計画等、検討状況を報告する予定です。

■ 第10回および第11回地山の分析結果等について

平成25年4月24日に実施した第10回の地山確認エリアのうち、汚染土壌調査が完了していない区画については4月22日から23日に、7月1日に実施した第11回の地山確認エリアについては6月25日から7月2日に試料を採取し、分析を行いました。その結果、揮発性有機化合物（VOC）及び重金属等は土壌環境基準以下であり、土壌汚染が確認されなかったことから、当該エリアは撤去完了となります。

また、現場の中央部に旧沢地形の底の部分に木の根を含む土砂があったことから、地山を露出させるために当該土壌を掘削したうえで、土砂と木の根を分別し、仮置きしていました。

当該土砂について、VOC及び重金属等の分析をしたところ土壌環境基準値以下であったことから、現場の埋め戻しに使用します。

■ 県境不法投棄現場県民見学会（青森・弘前地区及び三八地区）を開催しました

9月8日に青森・弘前地区コース及び三八地区コースの県境不法投棄現場県民見学会を開催しました。

見学会では、不法投棄現場の全景を見ながら、県がこれまで行ってきた原状回復対策事業の概要や撤去の進捗状況などを説明したほか、廃棄物選別ヤード、浸出水処理施設を見学しました。

参加者は撤去完了後の取組内容や汚染水の処理後の水質の状況などに関心を持って見学していました。

9月29日には下北地区コースの県民見学会を開催します。



見学会の様子

■ 田子町議会議員による不法投棄現場視察がありました

田子町議会議員による不法投棄現場の視察が9月12日に行われ、県から、事業実施計画の変更内容、廃棄物等の撤去状況及び県境部遮水工の進捗状況について説明しました。

各議員は、県境部遮水工の設置位置や撤去後の森林整備に関心を持って視察をしていました。

■ 周辺環境モニタリング調査結果について

○ モニタリング調査（水質）結果（平成25年度：第3回目）

6月5日に周辺河川・湧水等2地点、周辺地下水4地点、遮水壁内地下水3地点の水質について調査したところ、遮水壁内地下水で1、4-ジオキサン（3箇所）が「環境基準」を超えたものの、周辺河川・湧水等や周辺地下水では「環境基準」を超える値は検出されませんでした。

○ モニタリング調査（水質、大気質、騒音振動）結果（平成25年度：第4回目）

(1) 7月3日に周辺河川・湧水等7地点、周辺地下水5地点、遮水壁内地下水13地点の水質について調査したところ、遮水壁内地下水で1、4-ジオキサン（11箇所）、ほう素（1箇所）が「環境基準」を超えたものの、周辺河川・湧水等や周辺地下水では「環境基準」を超える値は検出されませんでした。

(2) 7月4日から5日にかけて現場敷地境界の3地点の有害大気汚染物質を、また7月4日から10日にかけて上郷地区の大気汚染物質を調査したところ、いずれの地点も測定した全ての項目で「環境基準」を下回りました。

(3) 7月10日に田子地区及び上郷地区で騒音・振動について調査したところ、いずれの地点も「環境基準」及び「道路交通振動の要請限度（第1種区域）」を下回りました。

【県境不法投棄事案に関するお問い合わせ、御意見等は、田子町現地事務所まで（TEL 20-7044）】

なお、県境再生対策室のホームページで、現地事務所だよりのカラー版や各種お知らせ、資料などを見ることができます（<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/tayori.html>）。